

昭和六〇年（ワ）第三〇八一号

証拠の申出

原告 ローレンス・レパタ
被告 国

昭和六一年四月一七日

右原告訴訟代理人

弁護士 秋山 幹 男

同 鈴木 五十三

同 喜田村 洋 一

同 三宅 弘

同 山岸 和彦

東京地方裁判所
民事第五部 御中

第一 人証の表示

1 港区赤坂

証人

栗田勝広

時事評論家・国政監視委員会代表委員

(呼出 六〇分)

2 中野区弥生

証人

清水道子

フリーライター

(呼出 五〇分)

3 調布市国領町

証人

奥平康弘

東京大学社会科学研究所教授(憲法等)

(呼出 九〇分)

4 原告本人 ローレンス・レパタ

(同行 一二〇分)

第二 尋問事項

別紙のとおり

尋 問 事 項 (証 人 栗 田 勝 広)

- 1 証人の経歴。時事評論家としての活動歴。国政監視委員会の活動内容。
- 2 東京地方裁判所刑事第二〇部係属の被告人加藤嵩に対する所得税法違反被告事件の審理を傍聴したことがあるか。その動機・目的、傍聴の状況。
- 3 右傍聴等をもとに著書、評論等を執筆したことがあるか。
- 4 右傍聴において審理内容をメモすることができたか。法廷内でメモをとれなかったことにより支障が生じたか。
- 5 その他関連事項。

- 1 証人の経歴。「ペントハウス」等の雑誌の記者として仕事をしたことがあるか。
- 2 雑誌等の記者として取材のため刑事事件等の法廷を傍聴したことがあるか。どのような事件で、どのような目的で傍聴したか。メモをとることができたか。
- 3 東京地方裁判所刑事第二〇部係属の被告人加藤高に対する所得税法違反被告事件の法廷を傍聴したことがあるか。その目的、傍聴の状況。
- 4 右事件につきメモの許可を申請したことがあるか。その結果。
- 5 法廷内でメモが許されないことにより雑誌等記者としての仕事にどのような支障が生じたか。
- 6 司法記者クラブ所属会社の記者にメモが許されていることを知っているか。右記者らにのみが法廷でメモを許されていることに合理的理由があるか。

7 その他関連事項。

尋 問 事 項 (証 人 奥 平 康 弘)

- 1 証人の経歴等。
- 2 法廷において傍聴人に対しメモを一般的に禁止する措置をとることは憲法上どのような問題を生じるか。とくに国民の知る権利との関係においてどうか。
- 3 法廷において傍聴人にメモを禁止することが憲法上許される場合があるか。あるとすればどのような基準によって行われるべきか。
- 4 米国において法廷で行われていることを知る権利は憲法及び判例上どのように保障されているか。
- 5 その他関連事項。

尋 問 事 項

(原告本人 ローレンス・レペタ)

- 1 経歴。わが国での滞在、研究歴。
- 2 東京地方裁判所刑事第二〇部係属の被告人加藤嵩に対する所得税法違反被告事件の審理を傍聴したことがあるか。その目的、原告の研究歴との関係。審理の状況及び傍聴の状況。
- 3 右傍聴に際し、裁判所にメモの許可を申請したことがあるか。その結果。不服申立をしようとしたことがあるか。
- 4 メモを取れなかったことによりどのような支障があったか。
- 5 右事件につき、メモを取ることが審理の妨げとなるような事情があったか。
- 6 傍聴人のメモ禁止の違法性、不当性を訴えたことに対する反響。
- 7 その他関連事項。